

## 習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員選考要領

習志野市新庁舎基本構想策定市民委員会設置要綱第3条の規定に基づき市長が委嘱する委員の選考については、次のとおりとする。

- 1 連合町会に加入している町会の構成員 16人以内
  - (1) 所属する連合町会の推薦による。
  
- 2 市民 6人以内
  - (1) 原則、女性3人以内、男性3人以内とする。
  - (2) 公募による。
  - (3) 選定の方法は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」による。
  
- 3 学識経験者 5人以内
  - (1) 建築、都市計画及び公共経営の学問で評価を受け、豊富な経験と高い意識をもつと社会的に認められる人。
  
- 4 市の区域内の各種団体の役員又は職員 5人以内
  - (1) 習志野商工会議所の推薦による。
  - (2) 習志野市社会福祉協議会の推薦による。
  - (3) 医師会の推薦による。
  - (4) J A千葉みらい習志野支店の推薦による。
  - (5) 習志野青年会議所の推薦による。

### 附 則

この要領は、平成24年5月7日から施行する。